資料４

令和８年度の多文化共生社会づくり事業

１　令和８年度の主な取組（新規事業）

（１）多文化共生の意識定着と参画促進

・文化的背景の異なる人びとの相互理解を深めるため、引き続き、国際交流員による出前講座を実施します。

（２）外国人住民の安全・安心な生活環境づくり

・MieInfo について、インドネシア語を追加し、８言語で情報発信を行うとともに、外国人地域サポーターを創設し、コミュニティへ情報を効果的に届けます。

【環境生活部　ダイバーシティ社会推進課】

・MieCo において、雇用や社会保険関係の相談が増加していることを踏まえ、社会保険労務士による専門相談会を追加します。

【環境生活部　ダイバーシティ社会推進課】

・外国人労働者を受け入れる職場環境づくりに関する企業向けセミナーの開催に加え、行政書士による企業向け相談を実施します。

【雇用経済部　障がい者雇用・就労促進課】

・外国語による交通安全啓発動画等を作成・活用し、外国人住民が当事者となる交通事故や悪質性・危険性の高い交通違反の防止を図ります。

【警察本部　交通企画課】

（３）外国人住民の日本語教育の推進

・地域等における日本語学習を推進するため、「みえ地域日本語教育支援センター」（仮称）を設置し、相談対応や学習支援者の育成等に取り組みます。

別紙　「みえ地域日本語教育支援センター」（仮称）

【環境生活部　ダイバーシティ社会推進課】

・外国人児童生徒巡回相談員を増員（２人）します。

【教育委員会　小中学校教育課】

・外国人生徒が多く在籍する学校への外国人生徒支援専門員等の配置に加えて、ＡＩ翻訳機を導入します。

【教育委員会　高校教育課】

・県内企業と連携し、ｅラーニングを活用した日本語教育プログラムを実証実施します。

【雇用経済部　障がい者雇用・就労促進課】

２　多文化共生の環境の変化

○日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律（日本語教育機関認定法）　法施行：令和６年４月

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るため、登録日本語学校（法務省）から認定日本語教育機関（文部科学省）となり、認定日本語教育機関に配置される日本語教師に国家資格（登録日本語教員）が求められます。

※ 経過措置：令和 10 年４月まで

○育成就労制度の創設　法施行：令和９年４月

技能実習制度を発展的に解消し、人手不足分野における人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設され、一定の要件（日本語能力、技能検定）のもと、特定技能制度へのキャリアパスにより長期在留が可能となります。

○外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策の策定（令和８年１月）

公正かつ明確なルールの設定とその厳正な運用を行うとともに、そうしたルール等を言語化・可視化し、外国人が理解できる取組も実施されます。

○法務大臣政務官ＰＴ報告書（令和８年７月）

外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策において、「我が国に在留する外国人（帯同家族を含む。）が、日本語や我が国の制度・ルール等を学習するプログラムの創設を検討する」とされ、「日本語・生活学習プログラム（仮）」の創設に向けた検討課題と留意事項が取りまとめられました。

○経済財政運営と改革の基本方針（骨太方針）2026（令和８年７月）

骨太方針において、外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応方針に基づき、さまざまな取組を実施するとともに、「外国人の受入れの基本的な在り方について有識者会議での議論を開始し、2026 年度中に、基本方針を取りまとめる」と示され、ワーキンググループが開催されています。

３　今後の対応

外国人住民数は、全国的に増加してきており、国においても在留資格の在り方を含め、今後の受け入れについて方向性の議論がなされているところです。また、三重県内においても、外国人住民数は、地域による濃淡はあるものの増加傾向が続いています。外国人住民との共生社会を実現することは県政にとって重要な課題であり、今後も引き続き、実現に向けてしっかり取り組んでいきます。

一方で、外国人労働者数も増加傾向となっているところであり、生活面だけではなく就労面など多面的に取り組むことが必要となってきています。そのため、令和８年４月に外国人政策の司令塔となる課を設置し、県庁内の総合調整を図っています。

今後は、政策企画部が主体となり、環境生活部を含めた関係部の取組の調整を図りながら、県民をはじめ、有識者、関係団体等のご意見をふまえ、次期計画の検討を進めていきます。

別紙　みえ地域日本語教育支援センター（仮称）

外国人に日本語教育が必要な理由

❶ 地域で自立して暮らすために不可欠な日本語能力の確保

❷ 地域住民との相互理解と信頼関係を築くため

❸ 災害・事故・緊急時に命を守るため

地域日本語教育の役割・性質

- 生活者として自立するためのインフラ
- 地域参画・共生に欠かせないツール
- 安全保障機能（セーフティネット）
- 行政として取り組むべき支援

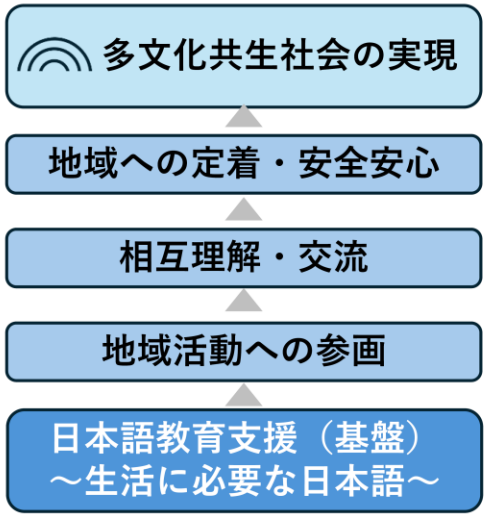

日本語の「学び」を起点に、地域でのつながりと参画が生まれ、相互理解を通じて地域への定着が進む

多文化共生社会の実現へ。

●日本語教育の推進に関する法律（令和元年法律第48号）

（背景）
・外国人が日常生活及び社会生活を国民と共に円滑に営むことができる環境の整備に資する
（目的）
・多様な文化を尊重した活力ある共生社会の実現

●国「地域における日本語教育の在り方について」（R4）

※地域日本語教育実施の「よりどころ」としてとりまとめられたもの

日本語教室は、外国人にとって日本語の勉強だけでなく、社会とつながる居場所としての役割
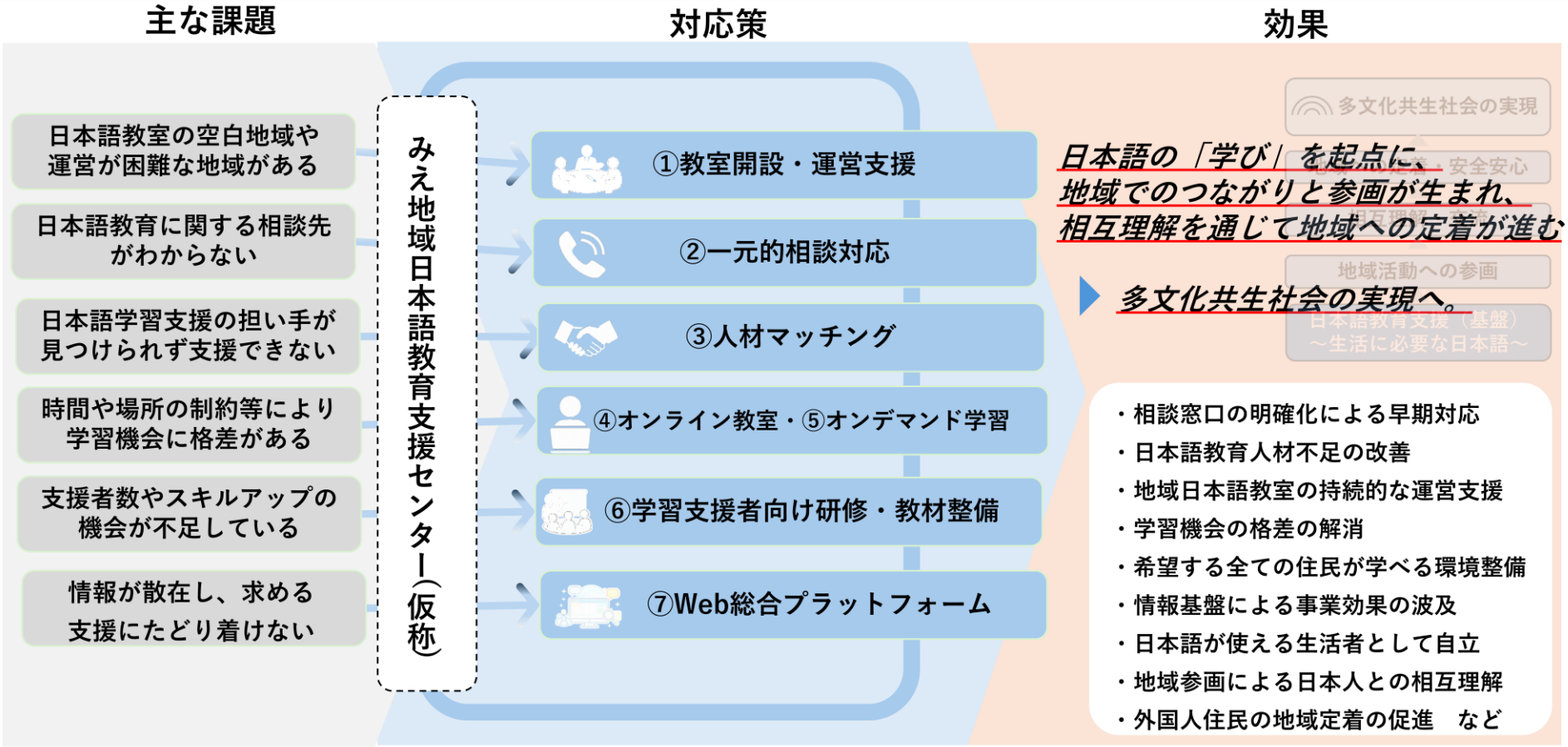
主な課題への対応策と実施効果